

販路開拓コーディネート事業 令和5年度 公募要領

1. 事業の概要

優れた製品やサービスを持ちながら、単独では販路開拓が困難な中小企業者を対象に、市場評価から商品ブラッシュアップ、テストマーケティング、バイヤーヒアリング等の施策を組み合わせることで、新製品・新市場への参入を側面的に支援します。

Q. 具体的にはどのような支援が受けられるのか。

A. 事業者ごとに様々です。具体的な施策は、定例ミーティングのヒアリング結果に基づいて、さらには製品や業界の特性、市場環境、個別の課題なども考慮して、事業者ごとにカスタマイズします。

Q. 商品ブラッシュアップとはどのようなものか。

A. 中身だけでなく、パッケージデザイン、包材、価格設定等を総合的に見直し、小売店頭で勝負できる商品へと改善するプログラムです。

Q. テストマーケティングとはどのようなものか。

A. 商品を実際に小売店頭で陳列して販売することで、消費者の反応を収集するプログラムです。実施店舗は、主に大都市圏の小売店を想定していますが、本公募を経て決定する支援対象企業のラインナップに合わせ、今後検討します。

Q. バイヤーヒアリングとはどのようなものか。

A. 商品をバイヤーに提出し、「売れる」商品かどうかの目利きをしてもらいます。今後の改善のためのアドバイスがもらえることもあります。対象バイヤーは、主に高質系スーパーマーケットやセレクトショップを想定していますが、本公募を経て決定する支援対象企業のラインナップに合わせ、今後検討します。

2. 応募資格

応募資格者は、下記の全てを満たす中小企業および個人事業主です。

- (1) 中小企業基本法第2条ⁱに該当する中小企業者であること。
- (2) 申込日時点で、神戸市内に事業所を有すること。
- (3) 原則、PL（生産物賠償責任）保険に加入していること。
- (4) 有形の自社製品があること。なお、食品、非食品の別は問わない。
- (5) 本事業の趣旨を理解しており、具体的な成果を得るため積極的に参画する意志があること。

- (6) 定例ミーティング（月1回程度、各回1～2時間程度）への出席が可能なこと。
※日程は、本事業の委託事業者（専門家）・支援対象企業（貴社）・当財団の3者にて、別途調整します。

（定例ミーティングの出席者について）

限られた時間の中で行う商品ブラッシュアップにおいては、スピード感がとても重要となります。例えば、ミーティングの際、A案かB案のどちらか一方を選択する必要に迫られることがあり、持ち帰って判断を仰ぐのではなく、その場で選択することができれば、より早くPDCAサイクルを回すことができ、成果を手にしやすくなります。

そのため、定例ミーティングには、当該商品について一定の権限を持つ方か、当該ミーティングの議題について一時的に権限を委譲された方が同席いただくようお願いいたします。

3. 審査方法

審査委員会による書面審査とします。なお、記載事項を補足するため、当該商品サンプルのご提供をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

(1) 審査委員会

委託事業者（専門家）および当財団職員から構成します。

(2) 審査スケジュール

令和5年7月 3日（月曜） 公募開始

令和5年8月 4日（金曜）午後5時 書類提出締切

令和5年8月中旬 審査委員会の実施・参画事業者の決定

(3) 結果通知

参加申込書に記載されたメールアドレス宛に通知します。

4. 申請書類

(1) 参加申込書（様式第1号）

(2) 食品の場合：FCPシート（様式第2号）

非食品の場合：展示会・商談会シート（様式第3号）

※いずれもピックアップ予定の1製品に関して記入

(3) 下記の添付書類（(ア)～(ウ)の全て）

	個人事業主の場合	法人の場合
(ア)	公的証明書の写し ⁱⁱ	履歴事項全部証明書 ⁱⁱⁱ
(イ)	市町村民税の納税証明書	法人市民税の納税証明書
	または 市町村民税の滞納がないことを示す公的証明書	または 法人市民税の滞納がないことを示す公的証明書
(ウ)	直近の決算関係書類 ^{iv}	直近の決算関係書類 ^v
	または 開業届 ^{vi}	または 設立登記申請書 ^{vii}

5. 問い合わせ先

公益財団法人 神戸市産業振興財団 ビジネス開発部 ビジネス開発グループ
 販路開拓コーディネーター事業担当
 電 話：078-360-3209（土日祝を除く 9:00～17:00）
 E-mail：business@kobe-ipc.or.jp

ⁱ 中小企業基本法第2条に該当する中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

ⁱⁱ 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証等。

ⁱⁱⁱ 申込日の概ね3か月以内に取得したもの。

^{iv} 年間売上が分かるもの。

^v 損益計算書、貸借対照表を含むもの。

^{vi} 第1期の確定申告を終えていない場合。

^{vii} 第1期の確定申告を終えていない場合。